

8. お茶に関する Q&A

QA49 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください。

「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の5分の1以下と定められているので、40 ベクレル/kg 以下となります。

また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、25 ベクレル/kg 以下となります。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成24年12月27日